

西多摩地区町村立中学校教科用図書採択要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西多摩郡各町村立中学校（以下「関係町村立中学校」という。）で使用する教科用図書について、西多摩郡各町村教育委員会（以下「関係町村教育委員会」という。）が、公正かつ円滑な採択を行うにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(教科用図書の採択)

第2条 関係町村教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

(西多摩地区教科用図書採択協議会)

第3条 関係町村教育委員会は、関係町村立中学校において使用する教科用図書の採択について協議するために、西多摩地区教科用図書採択協議会（以下「採択協議会」という。）を設置する。

2 採択協議会の組織と運営は次による。

(1) 組織

採択協議会は、委員8人をもって組織する。

(2) 委員

委員は、次に掲げる者をもって充てる。

①関係町村教育委員会の教育長

②関係町村教育委員会がそれぞれ指名する関係町村教育委員会の委員それぞれ1名

(3) 任期

委員の任期は、採択協議会を置く期間とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 職務

採択協議会は、教科用図書の調査研究を行い、かつ採択の公正を期するため、教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）を付置し、その報告に基づいて検討し関係町村立中学校において使用する教科用図書を種目ごとに1種選定する。

(5) 設置期間

採択協議会を置く期間は、平成27年4月20日から同年8月31日までとする。

(6) 委員長、副委員長

①採択協議会に委員長1名、副委員長1名を置く。

②委員長、副委員長は、委員の互選とする。

③委員長は、採択協議会を招集し、統括する。

④副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(7) 議決

①採択協議会は、委員の過半数をもって、開会及び議決することができる。

②採択協議会の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、委員長は委員として議決に加わることはできない。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(8) その他

採択協議会は公開とする。

(教科用図書調査委員会)

第4条 調査委員会の組織と運営は次による。

(1) 組織

調査委員会は、次に掲げる19名の委員によって構成し、採択協議会委員長が委嘱す

る。ただし、教科用図書の採択に直接の利害関係を有するとみられる者は、委員になることはできない。

○関係町村教育委員会課長	4名
○校長代表	1名
○副校長代表	1名
○各専門部会長	9名
○P T A代表	4名

(2) 職務

調査委員会は、必要な資料を得るために種目ごとに専門部会を付置し、専門部会からの調査報告書及び文部科学省並びに東京都教育委員会から示された基本資料に基づき、すべての教科用図書について調査研究し、その結果を採択協議会に報告する。

(3) 任期

委員の任期は、委嘱の日から平成27年8月31日までとする。

(4) 委員長、副委員長

- ①調査委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。
- ②委員長、副委員長は、委員の互選とする。
- ③委員長は、委員会を招集し、統括する。
- ④副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(5) 議決

- ①調査委員会は、委員の過半数の出席をもって、開会及び議決することができる。
- ②調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、委員長は委員として議決に加わることはできない。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 専門部会の組織と運営は次による。

(1) 組織

- ①専門部会は、国語（書写を含む）、社会（地図を含む）、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語の9部会とする。
- ②各専門部会は、主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭のうち4名と校長または副校長代表1名の専門部員によって構成し、採択協議会委員長が委嘱する。ただし、教科用図書の採択に直接の利害関係を有するとみられる者は、専門部員になることができない。

(2) 職務

専門部会は、すべての教科用図書について調査研究し、その結果を調査委員会に報告する。

(3) 任期

専門部員の任期は、委嘱の日から平成27年8月31日までとする。

(4) 部会長・副部会長

- ①専門部会に部会長1名、副部会長1名を置く。
- ②部会長は校長または副校長があたる。副部会長は専門部員の互選による。
- ③部会長は専門部会を招集し、統括する。
- ④副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(守秘義務)

第6条 調査委員、専門部員は、職務上知り得た事項の守秘義務を負う。

(住民等のための展示場)

第7条 関係町村教育委員会は、住民等の意見を収集するために、郡内に見本本展示会場を設置する。

(所管)

第8条 採択協議会等に関する庶務は、瑞穂町教育委員会及び、関係町村教育委員会の所管とする。

(採択後の公表)

第9条 採択結果、採択理由、調査報告書及び調査委員会委員並びに専門部員の氏名は、採択が終了するまで非公開とする。

2 前項の採択結果・採択理由には選定結果・選定理由を含む。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は平成17年5月6日から施行する。

附則 この要綱は平成21年5月1日から施行する。

附則 この要綱は平成23年4月27日から施行する。

附則 この要綱は平成27年4月20日から施行する。